

海老名市教育委員会

(令和4年 5月 定例会議事日程)

日時 令和4年5月24日(火)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 9 号 令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 2 報告第 10 号 海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱の制定について
- 日程第 3 報告第 11 号 海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について
- 日程第 4 報告第 12 号 海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 5 報告第 13 号 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第 6 議案第 14 号 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第 7 議案第 15 号 工事請負契約の締結に関する意見の申出について
- 日程第 8 議案第 16 号 令和4年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

海老名市教育委員会
令和4年度 5月定例会



◇教育長報告

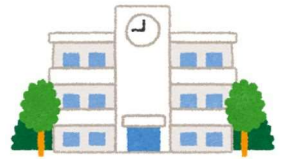
1 主な事業報告

- 4月22日（金） 教育委員会4月定例会
自治会連合会総会
教育委員会・教育部歓送迎会
- 23日（土） 駐車場市民カード配布業務
- 25日（月） 修学旅行実施検討会
国際教育担当者会議
- 26日（火） 4月校長会議（第2回目）
図書館教育担当者会
- 27日（水） おはなしたまてばこ総会
県・市町村教育委員会教育長会議
週部会
- 28日（木） 白石市出向者辞令交付式
市長定例記者会見
教育相談コーディネーター・SC・SSW 連絡会
海老名市はやし保存連絡協議会総会
- 5月 2日（月） 修学旅行実施検討会
駐車場市民カード配布業務
- 4日（木） 緑化フェスティバル
駐車場市民カード配布業務
- 6日（金） えびなっ子しあわせプラン推進委員会
修学旅行実施検討会
- 7日（土） 単P会長会
駐車場市民カード配布業務
- 9日（月） 健康教育担当者会議
駐車場市民カード配布業務



- 10日(火) 令和4年第2回市議会臨時会
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月校長会議
- 11日(水)～13日(金) 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
(山口大会)
- 15日(日) 日本ボーイスカウト神奈川連盟年次総会
- 16日(月) 大谷はやし連絡協議会助成金目録贈呈式
情報セキュリティ研修会
- 17日(火) 修学旅行実施検討会
教育課題研究会
- 18日(水) 海老名市教育委員会・市立小中学校長との連絡会
5月教頭会議
ミドルリーダー育成研修会
週部会
- 19日(木) 社会を明るくする運動推進協議会
海老名市交通安全対策協議会総会
東海大学児童教育学部長あいさつ
点検・評価各課自己評価報告
関東都市教育長協議会理事会(オンライン)
- 20日(金) 不登校支援団体面談
最高経営会議
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
食育担当者会議
- 21日(土) 不登校支援団体保護者交流会
- 23日(月) 修学旅行実施検討会
和座海綾租税教育推進協議会(書面開催)
学校用務員連絡会議
- 24日(火) 教育委員会5月定例会
県立中等教育学校派遣教員面談

2 公立小・中学校の適正配置等について
※資料「公立小・中学校を取り巻く状況」（文部科学省）
「児童生徒数推移表昭和42～」（海老名市）



事業報告のとおり、5月の11日から3日間、「第72回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会」があり、山口市に出張しました。

全国の805市が加入する組織であり、3年ぶりの開催で、コロナ禍ではありますが、500近い市の教育長が参加した大会でした。

私としては、全国に同じ職で奮闘する多くの仲間がいることを実感し、あらためて、海老名の子どもたちや教職員、保護者、市民のために、よりよい教育行政を進めなければと、自らの意を再確認したところです。

さて、大会の中で、例年、文部科学省からの行政説明があります。

今年は、文部科学省の重点施策や教育課題の対応について、次の14項目について説明があったところです。

- 1 GIGAスクール構想の推進について
- 2 デジタル教科書について
- 3 小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の整備について
- 4 学校における働き方改革について
- 5 幼児教育と小学校教育の懸け橋について
- 6 高等学校教育改革について
- 7 公立小・中学校の適正規模・適正配置について
- 8 いじめ対策、自殺対策、不登校・ヤングケアラー支援について
- 9 夜間中学の設置促進・充実について
- 10 特別支援教育の推進について
- 11 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について
- 12 学校安全の確保について
- 13 公立学校施設の整備について
- 14 教師の資質能力の向上等について

私としては、「7 公立小・中学校の適正規模・適正配置について」のうち「適正配置」について、みなさんに情報提供し、海老名市の今後の学校の適正配置について、考えてみたいと思うところです。

全国の公立・小中学校の児童生徒数・学校数の状況は、資料のとおり、年々、児童生徒数が減少し、それに伴って、学校数も減少しているところではある。

全国的に見れば、海老名市が特異なケースであり、少子化は、この先を不安にするほど、著しく進んでいることがわかります。

平成元年→令和3年

◇児童生徒数 14,882,687人 → 9,064,899人 約39%減

◇公立小中学校数 35,186校 → 28,263校 約20%減

ちなみに、

◇小中学校が1校しかない市町村 約13%

◇小学校1校しかない市町村 約9%

あるということです。

人口（児童生徒数）減少の市町村にとっては、統廃合などによる学校の適正配置は、喫緊の課題であり、今後もその課題解決が続くことになります。

地方の都市の状況として、市域は海老名の数倍の広い面積があり、市の中心地域に小中学校があり、山や川や海を隔てた集落ごとに小中学校があり、それらの学校の多くが、過疎化で小規模化しているということです。

小規模化した学校においては、集団的な教育活動が成り立たないというデメリットが大きく、多くの小規模校を維持する財政的な負担とともに、子どもたちに教育活動を保障するという点で課題が大きいようです。

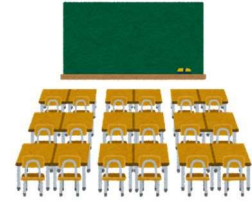
しかしながら、学校は、その地区ごとの住民にとっては、象徴的な公共施設であり、それがなくなることの抵抗は、子どもたちの学習を保障するという課題にも増して、大きいとのことでした。

その対応として、各市の学校統廃合がある程度うまくいっているという教育長の話としては、5年から8年かけて、市・教育委員会として、住民や保護者などをメンバーとした検討委員会を設置して、方向性を定め、検討委員会として、地区の住民との話し合いを重ね、統廃合を進めたとのことでした。

もちろん、統廃合した学校は、義務教育学校のシステムで運営したり、校舎を新しくして、教育環境を最新のものにしたり、他の公共施設との複合施設として、いくつかの地区の中心施設としてリニューアルするなどの手法で運営されているとのことでした。

大会の中では、多くの教育長から、学校の適正配置・統廃合の困難さについて、さまざまな事例や意見が出されていました。





それでは、海老名市の状況はどうでしょう。

みなさんには、昭和42年からの「児童・生徒数推移表」を資料としてお示しました。

- ◇**昭和42年** 小学校 2,662人 中学校 1,385人 計 4,047人
小学校 7校 (分校 4校) 中学校 2校 計 6校
- ◇**昭和54年** 小学校 9,328人 中学校 3,333人 計 12,661人
小学校 11校 中学校 4校 計 15校
- ◇**昭和60年** 小学校 10,371人 中学校 5,535人 計 15,906人
小学校 13校 中学校 6校 計 19校 (昭和59～現在)
- ◇**平成15年** 小学校 6,710人 中学校 3,044人 計 9,754人
- ◇**平成27年** 小学校 7,391人 中学校 3,604人 計 10,995人
- ◇**令和4年** 小学校 7,101人 中学校 3,376人 計 10,477人

ちなみに、小学校は、上星小学校が昭和55年 1,565人、
中学校は、大谷中学校が昭和62年 1,242人

で、最大規模でした。

児童生徒数は、昭和50年代の人口急増により増加（昭和52年に児童生徒数が10,000人越え）し、昭和60年にピークを迎え、平成15年まで減少が続き、その後、平成27年からは微減の状態が続いていますが、10,000人台が維持されているところです。

そして、今後の海老名駅西口開発、厚木駅の開発によっては、微増も見込まれるところです。

しかしながら、20年後、50年後を考えると、海老名市においても、少子化が進み、児童生徒数の減少が見込まれるところです。

教育委員会としては、将来的な児童生徒数の減少と昭和50年代に新設した多くの学校施設の老朽化に対応して、平成30年9月に、「海老名市学校施設再整備計画」を策定し、現在対応しているところですが、今年度、海老名市として「海老名市公共施設再編計画」の見直しを図っているところであり、学校施設についても、その中で、市民の意見を聞いて取り組むということで、保護者の代表の方々に参加していただいて、検討が進められているところです。

私としては、現状で、海老名市の19校は、長寿命化のためにも施設の保全・改修を計画どおり進めるとして、全国的な課題となっている学校の適正規模・適正配置については、問題はないと判断しているところです。

19校、市内にバランスよく配置されていて、先輩たちの過去の学校施設拡大の取組に感心させられるところです。

そのような意味で、全国大会で多くの教育長と情報交換しても、海老名市の特異性を認識するところです。

「海老名市は恵まれていますねえ。」と会話が續かないところです。

このことは、神奈川県内においても同様なところがあるところです。

ただ、私の頭の中には、将来に向けての海老名市立小中学校19校の再編・統合のイメージがあり、「海老名市公共施設再編計画」の見直しと並行して、教育委員会として、主体的に、積極的な計画を打ち出したと考えているところです。

まずは、教育委員会事務局内に、そのためのプロジェクトチームを立ち上げ、みなさんにも意見を出していただいて青写真を描ければと思っています。

どうでしょう。

子どもたちの学びを保障するために、市民の学びを保障するために、海老名市内に、どんな学校施設をどのように配置することが、よりよいでしょうか。

私は、みなさんとともに、子どもたちの減少や地域の有様の変化に、否応なく適正配置を迫られる前に、将来を見通して、前向きに、夢のある、ワクワクするような、楽しみな海老名の学校を作りたいと思うのです。

そんなことをあれこれ考えた、4時間の帰りの新幹線でした。



報告第9号

令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

人事異動による辞職に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職(学校運営協議会委員) の委嘱について

1 概要

海老名市立小中学校より追加及び変更の申出があり、新たに学校運営協議会委員を委嘱したため、報告する。

2 学校運営協議会委員について

学校運営への必要な支援及び協力を行う。

3 委嘱期間

(1) 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで … 1名

(2) 令和4年5月1日から令和6年3月31日まで … 1名

※(2)は前任者の残任期間

4 委嘱する者

氏名	委嘱等内容	備考
まつなが つよし 松永 剛	新規	委嘱期間…(1) 【杉本小学校】 保護者
みやした よしお 宮下 良雄	新規	委嘱期間…(2) 【今泉中学校】 地域住民

5 名簿

別紙のとおり

海老名市立 杉本小学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2022.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	たきざわ みほこ 瀧澤 美穂子	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	ふじよし 藤吉 ひとみ	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	かわむら おさむ 河村 治	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	すずき あや 鈴木 亜矢	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	おいかわ しんじ 及川 晋二	R4. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
6	たちかわ としゆき 田地川 俊行	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
7	まつなが つよし 松永 剛	R4. 4. 1	新規	保護者
8	おがわ ゆりこ 小川 百合子	R4. 4. 1	継続	校長
9	ふるはた ひさし 古畑 恒	R4. 4. 1	継続	教頭
10	みやま みゆき 實山 美雪	R4. 4. 1	継続	教職員
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※網掛け部分が、今回の委嘱対象者

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

海老名市立 今泉中学校 学校運営協議会委員名簿

(委嘱期間は原則2年間)

2022.5.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	くりやま あきお 栗山 明郎	R4. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	ひぐち るりこ 樋口 るり子	R4. 4. 1	継続	地域住民
3	うすい もとみ 碓井 雅巳	R4. 4. 1	継続	学識経験者
4	みやした よしお 宮下 良雄	R4. 5. 1	新規	地域住民
5	ひらい ちえこ 平井 千恵子	R4. 4. 1	継続	地域住民
6	いまい だいすけ 今井 大輔	R4. 4. 1	継続	地域住民
7	すずき みきし 鈴木 幹司	R4. 4. 1	新規	保護者
8	いしだ かな 石田 佳奈	R4. 4. 1	新規	保護者
9	あそう いっこ 麻生 伊都子	R4. 4. 1	新規	教職員
10	きむら しんいちろう 木村 信一郎	R4. 4. 1	継続	教頭
11	なるおか せいじ 成岡 誠司	R4. 4. 1	継続	校長
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※網掛け部分が、今回の委嘱対象者

※新規の方を含め、任期は令和6年3月31日まで。

令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職(教育支援センター運営協議会委員)の委嘱について

1 概要

人事異動による辞職に伴い、新たに海老名市教育支援センター運営協議会委員を委嘱したため、報告する。

2 教育支援センター運営協議会委員について

海老名市教育支援センターの事業を適正かつ円滑に進めるために設置する。

3 委嘱期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※任期は2年間で、当初は令和3年4月1日から令和5年3月31日まで委嘱していたが、辞職に伴う後任のため、委嘱期間は前任者の残任期間とする。

4 委嘱する者

氏名	委嘱内容	所属
こじま あきまさ 小島 章政	新規	海老名警察署生活安全課長
だんのうら 檀浦 かおり	新規	中新田小学校長
しもじま めぐみ 霜島 恵	新規	柏ヶ谷中学校長
さとう かずひろ 佐藤 和宏	新規	厚木児童相談所 子ども支援第2課長
いちかわ あきひろ 市川 明宏	新規	県立有馬高等学校長

5 名簿

別紙のとおり

令和4年度海老名市教育支援センター運営協議会 委嘱対象者名簿

(敬称略)

任期＝2年間

※網掛け部分が、今回の委嘱対象者

NO	氏 名	所 属	委嘱期間	備考
1	<small>こじま あきまさ</small> 小島 章政	海老名警察署生活安全課長	R4.4.1～R5.3.31	新規
2	<small>いちかわ あきひろ</small> 市川 明宏	県立有馬高等学校長	R4.4.1～R5.3.31	新規
3	<small>しもじま めぐみ</small> 霜島 恵	柏ヶ谷中学校長	R4.4.1～R5.3.31	新規
4	<small>だんのうら</small> 檀浦 かおり	中新田小学校長	R4.4.1～R5.3.31	新規
5	<small>くまきり ゆたか</small> 熊切 豊	保護司会代表	R3.4.1～R5.3.31	継続 (H31.4.1～)
6	<small>さかえしろう</small> 榮 芳朗	民生委員児童委員代表	R3.4.1～R5.3.31	継続 (R1.12.1～)
7	<small>さとう かずひろ</small> 佐藤 和宏	厚木児童相談所 子ども支援第2課長	R4.4.1～R5.3.31	新規
8	<small>やまだ しほ</small> 山田 志保	子育て相談課長	R3.4.1～R5.3.31	継続 (R3.4.1～)
9	<small>なかえ よういちろう</small> 中江 陽一郎	海老名市医師会	R3.4.1～R5.3.31	継続 (H21.4.1～)
10	<small>やまだ よしこ</small> 山田 佳子	わかば学園長	R3.4.1～R5.3.31	継続 (H31.4.1～)
11	<small>よしかわ れいこ</small> 芳川 玲子	東海大学教授	R3.4.1～R5.3.31	継続 (H21.4.1～)

令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職(いじめ問題対策連絡協議会委員)の委嘱について

1 概要

人事異動による辞職に伴い、新たに海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱したため、報告する。

2 いじめ問題対策連絡協議会委員について

いじめの防止等に関する組織及び団体の連携を図ることを目的として設置する。

3 委嘱期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※任期は2年間で、当初は令和3年4月1日から令和5年3月31日まで委嘱していたが、辞職に伴う後任のため、委嘱期間は前任者の残任期間とする。

4 委嘱する者

氏名	委嘱内容	所属
こじま あきまさ 小島 章政	新規	海老名警察署生活安全課長
なるおか せいじ 成岡 誠司	新規	中学校長代表
ふたみ たかえ 二見 隆江	新規	海老名市人権擁護委員

5 名簿

別紙のとおり

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員 委嘱対象者名簿

(敬称略)

任期＝2年間

※網掛け部分が、今回の委嘱対象者

番号	氏名	所属	委嘱期間	備考
1	こじま あきまさ 小島 章政	海老名警察署生活安全課長	R4.4.1～R5.3.31	新規
2	なるおか せいじ 成岡 誠司	中学校長代表	R4.4.1～R5.3.31	新規
3	えんどう かずよし 遠藤 一義	小学校長代表	R3.4.1～R5.3.31	継続 (R3.4.1)
4	しろた みやこ 城田 美弥子	厚木児童相談所	R4.4.1～R5.3.31	継続 (R3.4.1)
5	ふたみ たかえ 二見 隆江	海老名市人権擁護委員	R4.4.1～R5.3.31	新規
6	こばやし まさとし 小林 正稔	学識経験者 (しらかば子ども家庭支援ステーション)	R3.4.1～R5.3.31	継続 (H27.4.1～)

報告第10号

海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付 要綱の制定について

海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、安全・安心な修学旅行を実施するために、感染防止対策に要する割増経費相当額についての補助金を交付することを目的として、新たに要綱を制定したため

海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付 要綱の制定について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、安全・安心な修学旅行を実施するために、感染防止対策に要する割増経費相当額について、児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減することを目的として、補助金を交付することにより、修学旅行を通じた児童・生徒の学びを保障するため、標記補助金の交付要綱を制定したので、報告する。

なお、昨年度制定・施行した同要綱は、令和4年3月31日までの時限措置であったが、令和4年度も補助を実施する必要性が生じたため、新たに制定したものの。

2 補助対象者

海老名市立小中学校の学校長

3 補助金額

割増経費相当額と次の上限金額を比較し、いずれか少ない額とする。

- (1) 小学校6年生の児童一人当たり 2,500円
- (2) 中学校3年生の生徒一人当たり 7,500円

4 制定した要綱

別紙のとおり

5 施行日

令和4年5月10日

6 経過

令和4年4月21日 臨時最高経営会議 決定
5月10日 臨時議会 補正予算承認
同日付で施行
5月24日 定例教育委員会 報告

7 その他

G o T o トラベル事業が実施され、修学旅行が割引対象となる場合には、当該補助と重複がないよう減額するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更されるなど、本市の「学校の新しい生活様式」ガイドラインにおける地域の感染レベルの設定が不要な程度の感染状況になった場合は、交付制度の見直しを検討する。

海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）が実施する修学旅行を安全・安心に実施するために施す新型コロナウイルス感染防止対策に要する割増経費相当額について、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行 小中学校が教育課程に基づき実施する修学旅行をいう。
- (2) 学校長 小中学校の長をいう。
- (3) 割増経費 修学旅行を安全・安心に実施するために施す新型コロナウイルス感染防止対策に伴い発生する交通費、宿泊費等の追加料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、学校長とする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる経費は、割増経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、割増経費相当額と次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。ただし、G o T o トラベル事業が実施され、修学旅行が割引対象となる場合には、補助金の額から当該事業による割引額を減じた額とする。

- (1) 小学校の場合 2,500円に参加した児童数を乗じて得た額
- (2) 中学校の場合 7,500円に参加した生徒数を乗じて得た額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする学校長（以下「申請者」という。）は、海老名

市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 参加予定者名簿
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付請求書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号の規定により、補助事業者へ概算払いにて速やかに補助金を交付する。

(事業の変更等)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付（変更・中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付（変更・中止）決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市修学旅行における新

型新型コロナウイルス感染防止対策補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 収支決算書及び証拠書類の写し
- (3) 参加者名簿（変更分）
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者へ通知する。

2 市長は、前項に規定する確定額を超えて補助金が交付されているときは、その超えた額を返還させるものとする。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは負担条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

報告第11号

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市立小中学校が実施する修学旅行等のキャンセル料について、保護者負担の軽減を図ることを目的として、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱を制定したため

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について

1 趣旨

海老名市立小中学校が実施する修学旅行等において、災害等の影響により、修学旅行等を中止、延期及び不参加とした場合に発生したキャンセル料について、児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するため、標記補助金交付要綱を制定したことから、報告する。

なお、昨年度制定・施行した同要綱は、令和4年3月31日までの時限措置であったが、令和4年度も補助を実施する必要性が生じたため、新たに制定したもの。

2 補助対象者

海老名市立小中学校が実施する修学旅行等に参加申込みをしたが、災害等の影響により中止、延期及び不参加となった児童生徒の保護者

3 補助金額

中止、延期及び不参加とした場合は(1)～(3)を上限としてキャンセル料と同額を交付

- (1) 小学校5年生の児童一人当たり 14,000円
- (2) 小学校6年生の児童一人当たり 10,000円
- (3) 中学校3年生の生徒一人当たり 15,000円

4 制定した要綱

別紙のとおり

5 施行日

令和4年5月10日

6 経過

令和4年4月21日 臨時最高経営会議 決定
5月10日 施行
5月24日 定例教育委員会 報告

海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校（以下「小中学校」という。）が実施する修学旅行等を災害等の理由により中止、延期及び不参加とした場合に発生するキャンセル料に対し、補助金を交付することにより児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行等 小中学校が教育課程に基づき実施する修学旅行及び野外教育活動をいう。
- (2) 不参加 災害等に配慮するため、保護者が児童生徒を修学旅行等に参加させないことをいう。
- (3) キャンセル料 修学旅行等を中止、延期及び不参加としたことに伴い発生する、旅行業者へ支払う違約金、交通費・宿泊費等の追加料金、及びその他市長が必要と認める経費をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、小中学校が実施する修学旅行等に参加申込みをしていた児童生徒の保護者とする。

(交付の対象)

第4条 交付の対象は、修学旅行等の中止、延期及び不参加に伴い発生するキャンセル料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費の実費相当額とし、上限額を次のとおりとする。

- (1) 小学校5年生の児童一人当たり 14,000円

(2) 小学校6年生の児童一人当たり 10,000円

(3) 中学校3年生の生徒一人当たり 15,000円

(交付申請)

第6条 交付申請は、補助金の交付を受けようとする保護者が、児童生徒が参加する申込みをしていた修学旅行等の実施代表者（学校長）に委任するものとし、委任を受けた者（以下「申請者」という。）は、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付を行うことを決定した時は、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、海老名市修学旅行等キャンセル料補助金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取消し又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

報告第12号

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の
一部改正について

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和4年4月1日付けで改正された国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に合わせて、補助金額を改正し、補助メニューを追加するために、海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部を改正したため

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について

1 概要

当補助金は、学童保育事業の経営の安定化と保育の質向上を目指すため「子ども・子育て支援交付金」を財源の一部として実施している。本要綱に定める補助基準額が同交付金の現在の基準額に達していないため、同交付金に合わせる形で補助基準額を引き上げる。

また、同交付金に新たに感染症対策のための改修（トイレ、非接触型の蛇口の設置等）の経費を補助する事業が追加された。これを活用し、学童保育クラブの施設整備を行うため、本要綱に新たに補助メニューを追加する。

以上2点の理由から、本要綱の一部を改正したため、報告する。

なお、最高経営会議による決定後、令和4年4月27日付で施行したが、令和4年4月1日に遡及して適用した。

2 改正内容

(1) 別表1及び4を修正

令和4年4月1日付府子本第429号における最新の子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める放課後児童健全育成事業の補助対象項目における補助基準と同額となるように、本要綱の別表1及び4を修正する。

(単位：円)

項目	(新) 基準額	(旧) 基準額	比較
開設日数加算 〔→年間250日を超える開設〕	19,000/日	18,000/日	+1,000
開設時間加算（平日） 〔→平日に6時間以上かつ18時を超えて開設する時間の年間平均〕	407,000/時間	392,000/時間	+15,000
開設時間加算（休日） 〔→休日に8時間以上開設する時間の年間平均〕	183,000/時間	176,000/時間	+7,000
小規模クラブ加算 〔→平均利用児童数が19人以下の場合〕	608,000/年	575,000/年	+33,000
障がい児受け入れ加算	1人目 1,000,000/年	1人目 1,000,000/年	+109,000
	2人目 956,000/年	2人目 847,000/年	
児童数に応じた基準額（40名の場合） 〔→年間平均利用人数（週5日利用を1人とカウントする）に応じた補助〕	4,676,000/年	4,484,000/年	+192,000

(2) 補助要綱の別表5に内容を追加

新たに追加された感染症対策のための改修に関する補助メニュー（補助上限額：1支援単位当たり1,000千円）を本交付要綱の別表5に追加する。

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧		
海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱			海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱		
第1条から第15条（略）			第1条から第15条（略）		
附 則 （施行期日） <u>この要綱は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日より適用する。</u>			附 則 （施行期日） <u>この要綱は、令和4年2月1日から施行する。</u>		
《令和2年4月1日・一部改正》 《令和3年4月1日・一部改正》 《令和3年7月1日・一部改正》 <u>《令和4年2月1日・一部改正》</u>			《令和2年4月1日・一部改正》 《令和3年4月1日・一部改正》 《令和3年7月1日・一部改正》		
別表1（第4条関係）			別表1（第4条関係）		
項目	内容	補助金額	項目	内容	補助金額
基礎運営補助	事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、教材費等（食費及びそれに準ずる費用を除く。))に対する補助	別表4「基礎運営補助金金額表」による	基礎運営補助	事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、教材費等（食費及びそれに準ずる費用を除く。))に対する補助	別表4「基礎運営補助金金額表」による
家賃補助	事業運営のために建物等の賃借に要する経費に対する補助	家賃相当額（ただし上限100,000円／月）	家賃補助	事業運営のために建物等の賃借に要する経費に対する補助	家賃相当額（ただし上限100,000円／月）

開設日数加算	年間250日以上の開設に対する加算	<u>19,000円</u> ／日（250日を超える開設日、50日まで）	開設日数加算	年間250日以上の開設に対する加算	<u>18,000円</u> ／日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 <u>407,000円</u> ／時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 <u>183,000円</u> ／時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。	開設時間加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 <u>392,000円</u> ／時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 <u>176,000円</u> ／時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。
短期登録児童加算	長期休暇期間等の短期間のみ登録する児童の受け入れに対する加算	児童1人当たり8,000円／年	短期登録児童加算	長期休暇期間等の短期間のみ登録する児童の受け入れに対する加算	児童1人当たり8,000円／年
障がい児受け入れ加算	障がい児の受け入れに対する加算	基礎加算：1,000,000円／年 複数受入加算：2人以上受け入れる場合 <u>956,000円</u> ／年	障がい児受け入れ加算	障がい児の受け入れに対する加算	基礎加算：1,000,000円／年 複数受入加算：2人以上受け入れる場合 <u>847,000円</u> ／年
小規模クラブ加算	平均利用児童数が19人以下のクラブに2人以上の支援員等を配置する場合	2人目以降の支援員等に係る人件費相当額（上限 <u>608,000円</u> ／年）	小規模クラブ加算	平均利用児童数が19人以下のクラブに2人以上の支援員等を配置する場合	2人目以降の支援員等に係る人件費相当額（上限 <u>575,000円</u> ／年）

別表2及び別表3 略

別表2及び別表3 略

別表4（第4条関係） 施設運営補助金金額表

年間平均利用児童数（人／年）	補助額
開設日250日以上の場合	
1	<u>2,032,000</u>
2	<u>2,061,000</u>
3	<u>2,090,000</u>
4	<u>2,119,000</u>
5	<u>2,148,000</u>
6	<u>2,177,000</u>
7	<u>2,206,000</u>
8	<u>2,235,000</u>
9	<u>2,264,000</u>
10	<u>2,293,000</u>
11	<u>2,322,000</u>
12	<u>2,351,000</u>
13	<u>2,380,000</u>
14	<u>2,409,000</u>
15	<u>2,438,000</u>
16	<u>2,467,000</u>
17	<u>2,496,000</u>
18	<u>2,525,000</u>
19	<u>2,554,000</u>
20	<u>4,260,000</u>
21	<u>4,286,000</u>
22	<u>4,312,000</u>
23	<u>4,338,000</u>

別表4（第4条関係） 施設運営補助金金額表

年間平均利用児童数（人／年）	補助額
開設日250日以上の場合	
1	<u>1,819,000</u>
2	<u>1,846,000</u>
3	<u>1,873,000</u>
4	<u>1,900,000</u>
5	<u>1,927,000</u>
6	<u>1,954,000</u>
7	<u>1,981,000</u>
8	<u>2,008,000</u>
9	<u>2,035,000</u>
10	<u>2,062,000</u>
11	<u>2,089,000</u>
12	<u>2,116,000</u>
13	<u>2,143,000</u>
14	<u>2,170,000</u>
15	<u>2,197,000</u>
16	<u>2,224,000</u>
17	<u>2,251,000</u>
18	<u>2,278,000</u>
19	<u>2,305,000</u>
20	<u>4,084,000</u>
21	<u>4,109,000</u>
22	<u>4,134,000</u>
23	<u>4,159,000</u>

24	<u>4,364,000</u>
25	<u>4,390,000</u>
26	<u>4,416,000</u>
27	<u>4,442,000</u>
28	<u>4,468,000</u>
29	<u>4,494,000</u>
30	<u>4,520,000</u>
31	<u>4,546,000</u>
32	<u>4,572,000</u>
33	<u>4,598,000</u>
34	<u>4,624,000</u>
35	<u>4,650,000</u>
36	<u>4,676,000</u>
37	<u>4,676,000</u>
38	<u>4,676,000</u>
39	<u>4,676,000</u>
40	<u>4,676,000</u>
41	<u>4,676,000</u>
42	<u>4,676,000</u>
43	<u>4,676,000</u>
44	<u>4,676,000</u>
45	<u>4,676,000</u>
46	<u>4,609,000</u>
47	<u>4,542,000</u>
48	<u>4,475,000</u>
49	<u>4,408,000</u>

24	<u>4,184,000</u>
25	<u>4,209,000</u>
26	<u>4,234,000</u>
27	<u>4,259,000</u>
28	<u>4,284,000</u>
29	<u>4,309,000</u>
30	<u>4,334,000</u>
31	<u>4,359,000</u>
32	<u>4,384,000</u>
33	<u>4,409,000</u>
34	<u>4,434,000</u>
35	<u>4,459,000</u>
36	<u>4,484,000</u>
37	<u>4,484,000</u>
38	<u>4,484,000</u>
39	<u>4,484,000</u>
40	<u>4,484,000</u>
41	<u>4,484,000</u>
42	<u>4,484,000</u>
43	<u>4,484,000</u>
44	<u>4,484,000</u>
45	<u>4,484,000</u>
46	<u>4,424,000</u>
47	<u>4,364,000</u>
48	<u>4,304,000</u>
49	<u>4,244,000</u>

50	<u>4,341,000</u>
51	<u>4,274,000</u>
52	<u>4,207,000</u>
53	<u>4,140,000</u>
54	<u>4,073,000</u>
55	<u>4,006,000</u>
56	<u>3,939,000</u>
57	<u>3,872,000</u>
58	<u>3,805,000</u>
59	<u>3,738,000</u>
60	<u>3,671,000</u>
61	<u>3,604,000</u>
62	<u>3,537,000</u>
63	<u>3,470,000</u>
64	<u>3,403,000</u>
65	<u>3,336,000</u>
66	<u>3,269,000</u>
67	<u>3,202,000</u>
68	<u>3,135,000</u>
69	<u>3,068,000</u>
70	<u>3,001,000</u>
71以上	2,917,000
開設日200日以上250日未満の場合	
19以下	<u>1,726,000</u>
20以上	<u>3,071,000</u>

50	<u>4,184,000</u>
51	<u>4,124,000</u>
52	<u>4,064,000</u>
53	<u>4,004,000</u>
54	<u>3,944,000</u>
55	<u>3,884,000</u>
56	<u>3,824,000</u>
57	<u>3,764,000</u>
58	<u>3,704,000</u>
59	<u>3,644,000</u>
60	<u>3,584,000</u>
61	<u>3,524,000</u>
62	<u>3,464,000</u>
63	<u>3,404,000</u>
64	<u>3,344,000</u>
65	<u>3,284,000</u>
66	<u>3,224,000</u>
67	<u>3,164,000</u>
68	<u>3,104,000</u>
69	<u>3,044,000</u>
70	<u>2,984,000</u>
71以上	2,917,000
開設日200日以上250日未満の場合	
19以下	<u>1,681,000</u>
20以上	<u>2,955,000</u>

別表5（第4条関係）			別表5（第4条関係）		
項目	内容	補助金額	項目	内容	補助金額
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	<p>① マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費に対する補助</p> <p>② 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費に対する補助</p> <p>③ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業にかかる経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助</p> <p><u>④ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に係る経費に対する補助</u></p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1支援の単位当たりの上限額は以下のとおりとする。</p> <p><u>①②③</u></p> <p>利用定員19人以下 300,000円</p> <p>利用定員20人以上59人以下 400,000円</p> <p>利用定員60人以上 500,000円</p> <p><u>④</u></p> <p><u>1,000,000円</u></p>	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	<p>① マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費に対する補助</p> <p>② 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費に対する補助</p> <p>③ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業にかかる経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1支援の単位当たりの上限額は以下のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>利用定員19人以下 300,000円</p> <p>利用定員20人以上59人以下 400,000円</p> <p>利用定員60人以上 500,000円</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
ICT化推進事業	<p>利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に対する補助</p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1支援の単位当たり500,000円を上限とする。</p>	ICT化推進事業	<p>利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に対する補助</p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1支援の単位当たり500,000円を上限とする。</p>

新型コロナウィルス感染症対策利用料返還補助事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、補助対象者が保護者へ返還した場合等の経費に対する補助	保護者へ返還した額 ただし、利用者1人当たり日額500円を上限とする。	新型コロナウィルス感染症対策利用料返還補助事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、補助対象者が保護者へ返還した場合等の経費に対する補助	保護者へ返還した額 ただし、利用者1人当たり日額500円を上限とする。
-------------------------	---	--	-------------------------	---	--

別表6（第4条関係）

項目	内容	補助金額
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費に対する補助	1 支援の単位ごとに次式により算出した額の合計額 $11,000円 \times 賃金改善対象者数（※） \times 事業実施月数$ ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については <u>毎年4月1日</u> 現在で放課後児童クラブに勤務している職員（経営に携わる法人の役員である職員を除く。）により算出する。ただし、 <u>毎年4月2日</u> 以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出する。

別表6（第4条関係）

項目	内容	補助金額
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費に対する補助	1 支援の単位ごとに次式により算出した額の合計額 $11,000円 \times 賃金改善対象者数（※） \times 事業実施月数$ ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については <u>令和4年2月1日</u> 現在で放課後児童クラブに勤務している職員（経営に携わる法人の役員である職員を除く。）により算出する。ただし、 <u>3月</u> 以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出する。

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業（以下「児童健全育成対策事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、児童健全育成対策事業を行っている法人格を持つ者（以下「事業者」という。）で、次に掲げる要件を備えるものとする。

- （1） 児童福祉法（以下「法」という。）第34条の8第2項の規定による届出を市へ行い、その内容について市から指導等をされていないこと。
- （2） 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定める最低基準を超えて事業を運営していること。
- （3） 学童保育施設に入所している児童の数が1人以上であること。
- （4） 年間250日以上（年度途中の開所の場合は、1年間開所しているとみなして再計算した日数が年間250日以上）の施設開設、平日3時間以上及び学校の休業日8時間以上の開設時間による運営を行っていること。ただし、年間200日以上249日未満（年度途中の開所の場合は、1年間開所しているとみなして再計算した日数が年間200日以上249日未満）の施設開設及び事業所が独自に定める開設時間による運営についても、地域における児童の保護者の労働時間や要望、学校の状況等を考慮した結果である旨が確認できる場合においてはこの限りでない。
- （5） 入所している児童が、学童保育施設での保育を必要とすると市長が認めた者であること。
- （6） その他国又は県の提示するガイドライン等に沿って運営していること。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」とする。）は、児童健全育成対策事業として行う学童保育に係る教材、保険、指導員、施設維持等に係るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、条例に定める支援の単位ごとに、別表1から別表6までに定める基準により算定するものとする。

2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市児童健全育成対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、市長の指定した期日までとし、補助事業は申請のあった日の属する月から適用するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に速やかに補助金を交

付する。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業の変更又は中止について市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の変更
- (2) 事業の中止
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、海老名市児童健全育成対策事業補助金交付(変更・中止)申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに海老名市児童健全育成対策事業補助金交付(変更・中止)決定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知する。

(報告及び指示)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、海老名市児童健全育成対策事業補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、20日以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに海老名市児童健全育成対

策事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（責務）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率運用を図らなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定の内容若しくは補助条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月27日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

《昭和55年10月15日・制定》

《昭和57年4月1日・一部改正》

《昭和60年4月1日・一部改正》

《昭和62年4月1日・一部改正》

《平成2年10月15日・一部改正》
《平成4年4月1日・一部改正》
《平成5年4月1日・一部改正》
《平成7年4月1日・一部改正》
《平成8年4月1日・一部改正》
《平成12年4月1日・一部改正》
《平成14年4月1日・一部改正》
《平成18年4月1日・一部改正》
《平成21年4月1日・一部改正》
《平成22年4月1日・一部改正》
《平成23年8月1日・一部改正》
《平成26年4月1日・一部改正》
《平成26年10月1日・一部改正》
《平成27年4月1日・一部改正》
《平成27年10月1日・一部改正》
《平成28年4月1日・一部改正》
《平成29年3月16日・一部改正》
《平成29年4月1日・一部改正》
《平成30年4月1日・一部改正》
《令和元年8月1日・一部改正》
《令和2年4月1日・一部改正》
《令和3年4月1日・一部改正》
《令和3年7月1日・一部改正》
《令和4年2月1日・一部改正》

別表 1 (第 4 条関係)

項目	内容	補助金額
基礎運営補助	事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、教材費等（食費及びそれに準ずる費用を除く。））に対する補助	別表 4 「基礎運営補助金金額表」による
家賃補助	事業運営のために建物等の賃借に要する経費に対する補助	家賃相当額（ただし上限100,000円／月）
開設日数加算	年間250日以上への開設に対する加算	19,000円／日（250日を超える開設日、50日まで）
開設時間加算	長時間の開設に対する加算	① 平日 407,000円／時間（1日の開設時間のうち6時間以上かつ18時を超える時間の年間平均） ② 平日以外の学校休業日等 183,000円／時間（1日の開設時間のうち8時間以上の時間の年間平均） ただし、年間開設日200日以上250日未満（登録児童数20人以上）の場合は①のみ適用可とする。
短期登録児童加算	長期休暇期間等の短期間のみ登録する児童の受け入れに対する加算	児童1人当たり8,000円／年

障がい 児受け 入れ加 算	障がい児の受け入れに対する 加算	基礎加算：1,000,000円／年 複数受入加算：2人以上受け入れる場合 956,000円／年
小規模 クラブ 加算	平均利用児童数が19人以下の クラブに2人以上の支援員等 を配置する場合	2人目以降の支援員等に係る人件費相当 額（上限608,000円／年）

別表2（第4条関係）

項目	内容	補助金額
環境改 善補助	施設の環境改善に要する経費に 対する補助（1事業者1回限 り）	①現在の施設環境の改善や向上を目的とした施設移転に要する経費 （ただし、上限50,000円） ②現在の施設環境の改善や向上を目的とした別表3のいずれかの工事等に要する経費の1/2 （ただし、上限150,000円。100円未満切捨て）

別表3（第4条関係）

	No	環境改善等を目的とした工事等の内容例
対象	1	キッチン、洗面所、トイレのリフォーム
	2	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）、電気設備工事 （リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設）
	3	部屋の間仕切りの変更工事
	4	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事 （床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も

	対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象)
5	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む。）

別表4（第4条関係） 施設運営補助金金額表

年間平均利用児童数（人／年）	補助額
開設日 250 日以上の場合	
1	2,032,000
2	2,061,000
3	2,090,000
4	2,119,000
5	2,148,000
6	2,177,000
7	2,206,000
8	2,235,000
9	2,264,000
10	2,293,000
11	2,322,000
12	2,351,000
13	2,380,000
14	2,409,000
15	2,438,000
16	2,467,000
17	2,496,000
18	2,525,000
19	2,554,000

20	4,260,000
21	4,286,000
22	4,312,000
23	4,338,000
24	4,364,000
25	4,390,000
26	4,416,000
27	4,442,000
28	4,468,000
29	4,494,000
30	4,520,000
31	4,546,000
32	4,572,000
33	4,598,000
34	4,624,000
35	4,650,000
36	4,676,000
37	4,676,000
38	4,676,000
39	4,676,000
40	4,676,000
41	4,676,000
42	4,676,000
43	4,676,000
44	4,676,000
45	4,676,000

46	4,609,000
47	4,542,000
48	4,475,000
49	4,408,000
50	4,341,000
51	4,274,000
52	4,207,000
53	4,140,000
54	4,073,000
55	4,006,000
56	3,939,000
57	3,872,000
58	3,805,000
59	3,738,000
60	3,671,000
61	3,604,000
62	3,537,000
63	3,470,000
64	3,403,000
65	3,336,000
66	3,269,000
67	3,202,000
68	3,135,000
69	3,068,000
70	3,001,000
71 以上	2,917,000

開設日 200 日以上 250 日未満の場合	
19 以下	1,726,000
20 以上	3,071,000

別表 5 (第 4 条関係)

項目	内容	補助金額
新型コ ロナウ イルス 感染症 対策支 援事業	<p>① マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入にかかる経費に対する補助</p> <p>② 施設の消毒、感染症予防の広報・啓発等にかかる経費に対する補助</p> <p>③ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業にかかる経費 (研修受講、かかり増し経費等) に対する補助</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に係る経費に対する補助</p>	<p>当該事業の対象経費</p> <p>ただし、1 支援の単位当たりの上限額は以下のとおりとする。</p> <p>①②③</p> <p>利用定員19人以下 300,000円</p> <p>利用定員20人以上59人以下 400,000円</p> <p>利用定員60人以上 500,000円</p> <p>④</p> <p>1,000,000円</p>

<p>I C T 化推進 事業</p>	<p>利用児童等の入退出の管理 や、オンライン会議やオンラ インを活用した相談支援に必 要なICT機器の導入等の環境 整備に係る経費及び、都道府 県等が実施する研修をオンラ インで受講できるよう、必要 なシステム基盤の導入等に係 る経費に対する補助</p>	<p>当該事業の対象経費 ただし、1支援の単位当たり500,000円 を上限とする。</p>
<p>新型コ ロナウ イルス 感染症 対策利 用料返 還補助 事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の 拡大防止を図るために、放課 後児童クラブを臨時休業させ た場合等の日割り利用料につ いて、補助対象者が保護者へ 返還した場合等の経費に対す る補助</p>	<p>保護者へ返還した額 ただし、利用者1人当たり日額500円を 上限とする。</p>

別表6（第4条関係）

項目	内容	補助金額
放課後 児童支 援員等 処遇改 善臨時 特例事 業	放課後児童支援員等処遇改善 臨時特例事業の実施に必要な 経費に対する補助	<p>1 支援の単位ごとに次式により算出した額の合計額</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数</p> <p>※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については毎年4月1日現在で放課後児童クラブに勤務している職員（経営に携わる法人の役員である職員を除く。）により算出する。ただし、毎年4月2日以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出する。</p>

報告第13号

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出を行ったため

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分 に係る意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

4月25日付で市長から意見を求められたが、補正予算案は5月10日に開会となった、令和4年第2回海老名市議会臨時会に上程する予定であったため、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分

4 海老名市長からの意見照会文

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

7 その他

修学旅行補助金の現状及び対応については、別紙のとおり

■ 補正予算の概要について

1 修学旅行の日程

(1) 中学校

5月17日（大谷中出発日）～6月24日（海西中帰着日）

(2) 小学校

9月6日（柏ヶ谷小出発日）～11月11日（有鹿小帰着日）

2 補助金の創設

今年度においても、修学旅行における感染防止対策は必要であることが見込まれるため、コロナ対策に関する補助金を設定しないと、昨年度の保護者に比べ、経費の負担が増加してしまう。

このことから、「海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金交付要綱」を制定・施行し、新型コロナウイルス感染症対策に係る割増経費相当額について補助を行うこととした。

3 補助金額及び予算要求額

(1) 補助金額の設定

ア 小学校

1人あたり上限額 2,500円

イ 中学校

1人あたり上限額 7,500円

昨年度の学校の反応から、昨年の金額が妥当であったと考えられるため。

(2) 予算要求額

小学校@2,500円×予定数1,191人=2,977,500円

中学校@7,500円×予定数1,133人=8,497,500円

合計 11,475,000円

※小学校の予定数は令和4年4月6日現在の小6の児童数

※中学校の予定数は令和4年4月6日現在の中3の生徒数

海文発第1号
令和4年4月25日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野



令和4年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第2号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 音道 内線262

海教総収第 65 号
令和 4 年 4 月 25 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 4 年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、令和 4 年度海老名市一般会計補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 湊 短縮 8090

令和4年度 海老名市一般会計補正予算（第2号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	3,907,845	11,475	3,919,320	
1 教育総務費	—	1,983,957	11,475	1,995,432	
2 事務局費	—	1,049,087	11,475	1,060,562	
7 教育研究推進事業費	—	86,814	11,475	98,289	
5 修学旅行支援事業費	教育支援課	28,805	11,475	40,280	新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、安全・安心な修学旅行を実施するために、感染防止対策に要する割増経費相当額について、児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減することを目的として、補助金を交付することにより、修学旅行を通じた児童・生徒の学びを保障したいため、増額する。

議案第14号

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

別紙のとおり、令和4年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、議決を求める。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第4号）のうち教育に関する部分について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため

議案第15号

工事請負契約の締結に関する意見の申出について

別紙のとおり、工事請負契約の締結に関する意見の申し出について、議決を求める。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

工事請負契約の締結について、海老名市長から意見を求められたことから、その申出内容を決定したいため

議案第16号

令和4年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

別紙のとおり、令和4年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について、議決を求めらる。

令和4年5月24日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会に諮問を行いたいため